

令和6年度 第12回広陵町定例教育委員会 会議

○ 開会及び閉会

令和7年3月26日(水)
同 日

午後 3時15分開会
午後 4時40分閉会

開催場所：さわやかホール 4階 大会議室

○ 出席委員の議席番号、職名及び氏名

(教育長)植村佳央、1番委員:(教育長職務代理者)松井秀史、
2番委員:岡野聡子、3番委員:白井有香、4番委員:村田浩子

委員の他、会議に出席した者の職名及び氏名

教育委員会事務局教育振興部長
教育振興部次長
教育総務課主幹
教育振興部こども局長
こども課長
図書館長
生涯学習課長
生涯学習課主幹
教育総務課指導主事
教育総務課(学校支援室)指導主事

村井 篤史
倉田 洋子
松本 哲知
谷野 良隆
佐々木 計也
尾藤 肇子
南 雄太郎
名倉 聡
辻 博暢
阪口 妙子

議案(1) 広陵町立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

○教育振興部長 続きまして議案に入らせていただきます。進行は教育長、よろしくお願いします。

○教育長 それでは、議案の方に移りたいと思います。まず一つ目でございます。広陵町立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則についてということで、28ページをご参照ください。これについては、主幹よろしくお願いします。

○教育総務課主幹 28ページから30ページに資料があるのですが、それに加えて、通学区域を示したA4カラー刷りの資料を1枚別紙で付けております。今回、カラー刷り資料の、赤で囲った部分の規則改正となります。対象大字は三吉になります。三吉は広陵西小学校区なのですが、開発によって農地から宅地に変わるタイミングで、三吉斉音寺と隣接の大字中で協議をしていただいた結果、中区に所属するというかたちになりました。中区になりましたので、校区は北小学校になります。住民さんの付き合いは中区、北小学校区の付き合いになりますので、住所としては大字三吉なのですが、こちらの部分だけを広陵北小学校区に通学区域を変更するという形で今回規則の改正をさせていただこうと思っております。それと合わせまして、真美ヶ丘の「ヶ」の文字なんですけど、町の条例では大きい「ヶ」なんですけど、小さい「ヶ」になっていましたので、大きい「ヶ」に統一するという2点の規則改正をさせていただいております。

○教育長 はい、ありがとうございました。説明いただきました通学区域の規則改正ですが、一つは、本来は三吉斉音寺に位置するところなのですが、その部分を中区という大字に変えるということになります。もう前から区長さん同士で話をさせていただいた中で、この開発区域は西小学校からかなり遠いということで、北小学校に行ってもらおうということになります。もう一つ

は、真美ヶ丘の「ヶ」が小さい「ヶ」になっていましたが、本来は大きな「ヶ」ということで、変更させていただくという、この二つの変更点です。これについて何かご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。それでは一つ目を終わらせていただきます。

議案（２） 通級指導教室の要綱改正について

○教育長 続いて二つ目です。通級指導教室の要綱改正について、主幹よろしく申し上げます。

○教育総務課主幹 先ほど、教育長からもご説明がありましたように令和７年度から全ての小学校・中学校で通級指導教室を開設する運びとなりました。設置をするための要綱を、各小・中学校に教室を設置するということと、それに合わせて、これまでは通級指導教室校設置校があつて、そこから各学校に巡回するというようなかたちの文章になっていたところを、全ての学校に設置されることから、在籍校で指導するというようなかたちの文言に修正したうえで、巡回指導という可能性も今後まだあり得えますので、在籍校以外に巡回する場合、どういうかたちで手続きをするのかという部分の改正をさせていただいております。通級指導教室の名称ですが、広陵中学校区の小学校には、元々広陵北小学校に「かがやき教室」があつて、東小学校、西小学校に巡回指導をしていました。東小、西小で巡回指導をしているときも、子どもたちが「かがやき教室に行ってくる。」というように名称を使用しておりましたので、広陵中学校区の小学校の通級指導教室は「かがやき教室」とし、同様の理由で、真美ヶ丘中学校区の小学校は「はばたき教室」、中学校に関しましても、真美ヶ丘中学校が広陵中学校に巡回指導を行っておりましたので、同様に「レソール教室」ということで統一するというような形で要綱を作らせていただいております。以上です。

○教育長 今説明をしていただきましたが、全ての学校に通級指導教室を開設するというところで、名称に関しましては、まずは広陵中学校区の小学校については北小が使っていた「かがやき教室」、真美ヶ丘中学校区については第二小の「はばたき教室」をそのまま継続する。そして真美ヶ丘中学校の「レソール教室」を広陵中学校でも使用するという形で統一をさせていただくということになりました。名称が中心となって規則改正というか、それぞれの学校の方で運用していただくことになります。ただ、先ほどお話ししましたが、真美ヶ丘第一小学校だけは加配がないので、町費として１２時間程度の非常勤の先生を配置したいと思っております。それで全ての学校の方で開設となりますので、その辺ご理解いただけたらと思います。これについて何かご意見とかご質問ございませんでしょうか。

○委員Ｂ 在籍校と通級指導校は異なるということは結構あるんですか。全部に設置されるということから在籍校がイコール通級指導校になるのかなと思ひまして。

○教育総務課主幹 基本、在籍校と同一になるので、そうする方がスマートなのですが、真美ヶ丘第一小学校には県の加配がなく町費で配置させていただきます。県の加配は定数ではなく加配になりますので、状況によっては次の加配がつかないということも想定されます。「巡回指導」の文言を削ってしまうと、また同じ要綱改正をしなくてはならなくなるので、基本的には在籍校でイコール通級指導をしているのですが、もし加配がつかなくなった場合は、今までのように「はばたき教室」や「かがやき教室」から巡回という可能性もゼロではないため、巡回指導の場合には通級指導校と在籍校が協議して教育課程を決めるということが必要となりますので、このようにさせていただきました。

○委員Ｂ これから恒久的に続けられるのかなと思って、すごく喜んだのですがけれども。

○教育長 内情を言いますと、最後の２人が加配として付いたのは、こちらまきかの状況でした。それで急遽、臨時の校長会で伝えて、全ての学校に配置することにしましたが、加配ですので、いつ県から減らされるか分からない状況です。他の市町村で通級指導教室が加配で配置されたのにきちんと指導されていなかったためにその加配を減らされたところもあるようです。

その分うちに入ってきた可能性もあります。私もずっとこれだけの通級指導の子どもたちがいますので、何とかしてほしいという話をずっと県に要望していました。2月の中旬ぐらいに一つ付いてよかったなっていう話をしていましたが、急遽また2月末に2人付いて私自身がびっくりしました。実際のところ、ゆくゆくは国の方も定数化していくだろうと思います。今のところ国としては定数化していませんが、13人に対して1人の加配というのを一つの基準として示しています。ところが県はなかなかそこまでの加配ができなくて、かつて1人で30数人もっていた先生もいます。それで巡回していただいて。だからその辺の状況があるので、何とか県の方にこれだけの人数がいますと、私も様々な資料を持って行って説明をさせてもらったんです。それが多分こういう形で付いたのかな、と思います。こちらが中途半端な報告を出せば、もしかしたら抜かれる恐れがありますので、先ほど主幹が説明したようにいわゆる巡回指導も置いておこうということになりました。

○委員B ありがとうございます。

議案（3）後援名義使用許可申請について（令和7年度ならシニア元気フェスタ）

○教育長 続いて、三つ目の後援名義使用許可申請についてです。まず「令和7年度ならシニア元気フェスタ」ということで、奈良県、奈良県社会福祉協議会と奈良県老人クラブ連合会からの申請です。説明は辻先生、よろしくお願いします。

○教育総務課指導主事 失礼いたします。奈良県、奈良県社会福祉協議会、奈良県老人クラブ連合会より「令和7年度ならシニア元気フェスタ」の申請が出ております。31ページをご覧ください。開催趣旨は、超高齢社会の到来を迎え、高齢者が健やかで生き生きと暮らし続ける健康寿命日本一をめざして、高齢者のスポーツ活動及び文化活動の推進強化を図るため、高齢者のスポーツ・文化活動の「励み」「発表の場」となる交流大会「ならシニア元気フェスタ」を開催する、とのことです。競技種目は全部で22種目です。実施場所は県内各地で、ターゲット・バードゴルフ競技が広陵町萱野にある第二浄化センターで行われるということで、後援名義使用承認申請を出されました。実施日は令和7年5月10日（土）から令和7年5月24日（土）で、参加対象者は、奈良県在住で昭和41年4月1日以前に生まれた方で、参加費は、種目により異なります。ターゲット・バードゴルフの場合は1人500円となっています。32ページに開催概要、33ページに予算書（案）、34ページから46ページに奈良県社会福祉協議会定款、47ページから53ページに奈良県老人クラブ連合会定款、54ページから57ページに配布予定のチラシが添付されています。以上です。ご審議をお願いします。

○教育長 「ならシニア元気フェスタ」について説明をしていただきましたが、これについて何かご質問又はご意見等ございませんでしょうか。広陵町では第二浄化センターでターゲット・バードゴルフが行われる予定です。ご存知でしょうか。ゴルフボールにバドミントンのような羽根がついているのです。ゴルフクラブのアイアンで打って、カゴみたいなところに入れる競技です。どうでしょうか。これについてご質問ございませんか。それでは承認とさせていただきます。

議案（3）後援名義使用許可申請について（子どもものづくり教室）

○教育長 続いてもう一つです。子どもものづくり教室、特定非営利活動法人電子自治体アドバイザークラブから出ております。説明をお願いします。

○教育総務課指導主事 電子自治体アドバイザー・クラブより「子どもものづくり教室」の申請が出ております。別紙1ページをご覧ください。事業の概要は、GIGAスクール構想が推進されている中、子どもたちのICT活用能力の向上を目指すとともに、プログラミングやロボットの製作など物作りの体験を通じて、論理的思考能力を養いコンピュータの基礎知識を身につけ、科学に興味を持ってもらう動機付けにし、地域の大人とコミュニケーションをとることによ

り、社会的規範を学んでもらうとのことです。開催する講座は、①ロボットカーの制作とプログラミング体験講座、②プログラミング体験講座③、プログラミングでロボット制御を学ぶ講座の3つです。昨年3月に申請を出し、今年度実施したところ、参加者が児童36名、保護者34名と好評であったとのことで、来年度も同じよう内容で実施したいということです。開催場所はすべて広陵中央公民館で参加費は無料です。参加対象者及び開催日時は、①のロボットカーの制作とプログラミング体験講座は、小学校高学年の子どもとその保護者で5月31日（土）の9時から12時まで、②のプログラミング体験講座は小学校低学年の子どもとその保護者で7月12日（土）の9時から12時まで、③のプログラミングでロボット制御を学ぶ講座は、小学校高学年の子どもとその保護者で12月13日（土）の9時から12時までです。定員は各講座とも児童12名とその保護者です。広陵東小学校、広陵西小学校、広陵北小学校の3校にチラシを配布して参加者を募集するとのことです。2・3ページに実施要項、4ページに収支計画書が添付されております。以上です。ご審議をお願いします。

○教育長 今、説明がありました件について、何かご質問等ございませんでしょうか。

○委員C はい。2ページの真ん中、開催講座の説明で3番目が、おそらく文章が途中で切れていると思うんです。「また、ロボホンと会話を行うことができるので、ロボット」で終わっているんです。この後に「ロボットに興味を持ってもらえると思います」みたいな感じで続くのかなど。想像しかできないので出し直してもらった方がいいのかなと思います。

○教育長 確かに途中で切れていますのでね。

○委員B 誤字ということでしたら、1ページ目の事業概要の「GIGAスクール構造」となっています。「構想」ですよ。

○教育長 ありがとうございます。誤字脱字があるということですね。

○委員C これは一小、二小には配られないんですね。

○教育長 そうですよ。広陵中学校区だけというのは何か理由はあるのでしょうか。

○教育総務課指導主事 今年度、まず広陵中学校区の小学校に、どれぐらい参加してもらえるかというのを見たと思うんですよ。それでもし参加が少なかったら、広げて真美ヶ丘中学校区にというような形にしたいと考えていたようです。しかし、今年度的人数でしたら、定員いっぱいぐらいなので、それで来年度も同じ形にしたようです。私も真美ヶ丘一小と二小は配らないのですかと質問しました。提出に来られた方の返答は、人数がこれで一杯なので昨年同様で、ということでした。

○委員C 逆の発想で開催日をもう1個増やしていただくとかできませんか。

○教育長 確かに何故というのが出てくると思います。町内の子どもも広陵中校区の子どもだけと違いますからね。そういう意味ではもう少し、広げてもらえたらと思います。やはり町として後援を承認するわけですからね。その辺のことも含めてまた要望しておいてもらえたらと思います。とりあえず承認でよろしいですね。

それでは、事前にお知らせしている議案は以上ですが、追加議案がございます。別紙資料として広陵町子ども子育て支援事業計画（第3期）というのがございます。こども課長をお願いします。

議案（4） 広陵町子ども・子育て支援事業計画について

○こども課長 私からは、広陵町子ども子育て支援事業計画（第3期）について説明させていただきます。本計画は、令和7年3月24日に広陵町議会におきまして議決をいただきました。パブリックコメントを実施した際に素案を見ていただける形にさせていただきましたが、今回議決いただいたものにつきましては、改めてタブレットに掲載させていただく準備をしております。また、製本ができましたら委員さん方に一部ずつお配りさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

計画策定の背景としまして、第二次計画期間中には、畿央大学附属広陵こども園の開園や、広

陵町こども家庭センターの開設など、広角的な相談支援体制の拡充などを推進してきました。

第3期計画は令和7年度から令和11年度の5ヶ年計画となりますが、計画の策定に当たりましては、ニーズ調査といたしまして就学前児童の保護者及び、小・中学生の児童生徒を対象にアンケート調査を実施し、その結果を基に、広陵町子育て会議の中で内容等を審議していただきました。それによって作成した素案を令和7年1月9日から令和7年1月22日の間にパブリックコメントを実施いたしまして、5名の方から計19件のご意見をいただきました。こちらにつきましてもホームページ等で公表させていただいております。

裏面を見ていただきまして、これまでの子ども子育て支援事業計画は、「子育てを支え合う地域づくり」を基本理念として推し進めて参りましたが、もっと子どもに焦点を当てようという意見を委員からいただきまして、第3期につきましては、「ともに子どもの未来を応援する地域づくり」ということで、地域全体で子どもの未来を応援していこうという方向で進めていく方針を立てさせていただきました。内容といたしまして「6. 基本目標」で4つの目標を定め、それに対する施策等を掲げて進めていく形になっております。また、こちらの詳細につきましては後ほどお配りさせていただきますので、ご覧いただいてご不明な点等ございましたら、改めて説明させていただきたいと思っております。令和7年4月からは、この子ども子育て支援事業計画に基づいて事業を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○教育長 こども課長から子ども子育て支援事業計画（第3期）について説明をしていただきました。ちょうど3月議会の方でも承認を得ました。承認を得た段階ですぐに印刷の発注をかけているのですね。印刷が上がってくるのはいつごろになりますか。

○こども課長 4月中には上がってくると思います。

○教育長 わかりました。4月の定例の教育委員会には、おそらく冊子として委員の皆さんにお配りすることができるかなと思います。これについて何かご質問等ございませんでしょうか。はい、ありがとうございます。これが追加の一つ目です。続きまして追加の二つ目、別紙になります。広陵町招致外国青年の任用に関する規則の一部を改正する規則についてというのがあります。これについて、次長よろしく願います。

議案（5） 広陵町招致外国青年の任用に関する規則の一部を改正する規則について

○教育振興部次長 失礼いたします。広陵町招致外国青年の任用等に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。こちらは、語学指導等を行う外国青年招致事業、いわゆるJETプログラムというもののなのですが、国の国際交流事業になります。広陵町内の学校で語学指導を行う外国青年の報酬につきまして、物価高騰の影響だと思われませんが報酬を引き上げることが国からございましたので、それに従って改正するものでございます。改正の額につきましては、2ページ目の新規対照表をご覧くださいますと、1年目、2年目、3年目のそれぞれの新旧の額を記載しておりますのでご確認いただければと思います。説明は以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。次長の方から説明がありました招致外国青年のいわゆるALTに対する給与ですね。それがやはり物価高騰のために給料を上げるという国からのお達しなので仕方ないかなと思います。そういう改正です。これについて何かご質問等ございませんでしょうか。

○委員C すいません、私が知らないだけかもしれませんが、これは5年限定なのでしょうか。

○教育長 5年終わるまで続けた人はいないと思います。

○教育振興部次長 規則上では、よほど優秀な場合は更新ができるということになっております。

○教育長 これまで最高は3年でした。1年足らずで途中で辞められた方もいましたけどね。基本1年から2年ですね。

○委員A 広陵町でおられる方の年齢はどれぐらいになりますか。

○教育長 この前の方で30歳ぐらいです。今までは20代後半の方や、若い方であれば20歳過ぎで来てもらったことがあったと思います。それから一時ご夫婦で来られたこともありました。その場合はもう30、40ぐらいの人もおられました。奥さんがALTで旦那さんが違うところで講師をされていた方もおられましたので年齢で言えば20代から40代の間かなと思います。来られる人によってだいぶ違うんですよね。子ども好きな人は子どものためにやってくれますが、そうではない人もいますのでなかなか難しいですよね。こちらは県の方に、要望書を出して、向こうの方で配置するというのが決まってきますので、なかなかこちらで選考できない状況です。よろしいでしょうか。

もう一つが、広陵町学校給食費徴収条例施行規則の全部を改正する規則概要です。これはまだ途中ですが、説明をさせていただきます。次長、よろしくお願いします。

議案（6）広陵町学校給食費徴収条例施行規則の全部を改正する規則概要

○教育振興部次長 失礼いたします。こちらは、1月の教育委員会定例会議で少しご説明させていただきましたが、昨今の物価上昇に伴って学校給食の食材費が高騰しており、令和7年度の学校給食費につきましては、保護者負担はそのままに給食1食当たりの基準額を引き上げる、つまり食材費の高騰分を公費で負担するという措置を取らせていただくことになります。保護者負担はそのままですので広陵町学校給食徴収条例の改正は行わず、令和7年度の当初予算に公費負担する分の支出を計上いたしまして、3月24日に議会が無事可決されたところでございます。この議決を受けまして、広陵町学校給食徴収条例施行規則を改正するのですが、まだ法制の担当と条文の調整をしているところで、本日はまだ改正後の条文をお示しすることができませんが、どのような規則になるのか、概要をご説明をさせていただきたいと思います。左側の「新」というところに新しい規則の条文を、それに対して「旧」がどうであったかいうことを右に並べております。まず、大きく変わっておりますところが第2条でございます。給食費の負担ということで、負担すべき者について新たに規定しました。現行は「保護者」というのが当然のように書かれていて特に規定していなかったのですが、実際には教職員や給食センターの職員などからも給食費徴収しておりますので、新しい規則ではその辺を定める予定です。第3条の給食の申し込みにつきましても現行の規則には規定はしていませんが、新しい規則の第7条で「納付方法は原則口座振替とする」としており、この口座振替の手続きをもって給食の申し込みをするということにさせていただいております。なぜ、わざわざこういうことを規定するかと言いますと、給食費というのは、税金のように差し押さえができない債権なのですが、滞納があって、例えば裁判をする必要が生じた際に、きちんと「申し込みます」、「提供します」というやり取りがないと債権として成立しないのではないかということで、申し込みということを改めて規定させていただいております。次に、第4条の給食費の基準額でございます。現行の規則では「条例第2条に定める月額に11を乗じて回数で割る」となっておりまして、条例の月額を基に計算することになっておりますので、基準額を上げようと思うとどうしても条例改正をしないといけないという立て付けになっておりました。改正案では条例の月額を引っ張ってこずに、小学校の給食は1食当たり315円、中学校給食は373円と規定させていただいております。第5条の学校給食費の額といたしましては、現行では小学校の教職員及び中学校の教職員についての月額の記載がなかったので、改正案では規定しております。保護者負担につきましては、「単価掛ける1年間の提供回数を11で割ったものを月額とする」としたうえで「ただし、条例で定める月額を上限とする」とし、現行どおり小学校で4200円、中学校で4500円の月額とさせていただきます。ページをめくっていただきまして、第6条でございます。給食費の減額ですが、現行では「減免」ということで定めていたのですが、欠食した場合は免除するのではなく「減額」とするのが正しいだろうということで、給食費を支払っている方が生活資力を失った等で支払えない場合に免除することと分けるべきではということで、第8条の減免では「減額」と「減免」を分けて規定し

ております。第7条の学校給食費の納付につきましては、現行が給食を受ける月の翌月の15日までに徴収するとなっていました。実際には学校で徴収しているのがこの日ではない日でもあったりします。例えば、4月、5月分を一括で5月に徴収しているなど、現状の取り扱いに応じて別表で示す予定です。また、第11条の「学校給食費の還付又は充当」では、こちらも実際の運用では、一旦徴収して後から減額の申請があった場合、まだ未納の分があればそこに充当させることもございますが、充当に関する規定がなかったため新たに定めるものでございます。

今回は改正箇所が多いため、一部改正ではなくて全部を改正させていただくことになります。令和7年度分からの給食費です。4月1日から適用させるため、3月中に決裁を得られるよう進めてまいります。以上です。

○教育長 ありがとうございます。給食費の徴収条例施行規則の改正ですが、小学校も中学校もトータルとしては令和7年度には町の負担としては月額1,000円を負担をしていくということになります。その関係で基準額もここで明記をしていただきました。小学校の方ではかつて1食278円、これが315円に。それから中学校は309円が373円と、一食あたりかなり上がります。中学校の方は副食費が少なく大変なんですよ。だいぶ苦労してもらっています。文科省が言っている摂取カロリーの基準が830kcalなのですが、かなり少なかったのです。中学校の方は香芝との共同という形の給食になっていますので、そのあたりを調整をさせていただいた中で1,000円というのが出てきたのです。というようなことで、これは承認をいただければありがたいと思っています。よろしいでしょうか。では、また規則が改正になりましたら報告させていただきますのでよろしくお願いします。

以上で、議案については終わらせていただきます。続いて「その他」に入らせていただきます。まず一つ目です。広陵町教育委員会後援名義要綱の公布についてということで、これも別紙をご参照ください。これも次長をお願いします。

その他（１） 広陵町教育委員会後援名義要綱の公布について

○教育振興部次長 かねてからご審議いただいております講演等名義使用承認事務取扱要綱につきまして、ご承認いただいた案で公布させていただきました、という報告だけです。

○教育長 はい。かなり議論をいただいて要綱を作り上げていただいたかなと思っています。とりあえず要綱ができたということですので、また目を通していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは二つ目です。放課後子ども育成教室の現状について、こども課長をお願いします。

その他（２） 放課後子ども育成教室の現状について （３） 幼稚園、保育園、こども園の現状について

○こども課長 それでは、二つ目の「放課後子ども育成教室の現状について」と三つ目の「幼稚園、保育園、こども園の現状について」を合わせて説明させていただきます。横書きの資料をご覧ください。こちらの資料に基づいて、幼稚園、保育園、こども園の状況からご説明させていただきます。現在の幼稚園、保育園、こども園の状況でございますが、東小学校区の「ときわ広陵こども園」、定員165人のこども園の建設を行っているところで、令和8年4月から開園予定でございます。本日、県の検査があつて、特に問題はないという答えをいただきましたので、許可が下り次第すぐ工事にかかっていくことになります。建設工事は3月の下旬から行われる予定で、令和8年4月の開園に向けて進めてまいります。

続いて、令和7年度の保育園の申込状況ですが、令和6年10月に当初申し込みを行い、その際282名の申し込みがございましたが、192名が内定、不承諾者数90人となっております。その後、辞退届等を受けまして2次申し込みを受けましたのが、1月に入ってからですが、申込者数68人に対して内定者26人、不承諾者42人となっております。不承諾といいますが、

特定の園を希望する方や、転園を希望されていても叶わなかった場合は不承諾となっておりますので、不承諾で出された方が全て園に入れなかったというわけでございません。右側の※のところに書いてありますが、令和7年4月1日現在の待機児童者数、どこかの園が空いたらすぐに申し込みをさせてください、入りたいですという形で登録していただいている方は8名になっております。内訳は、0歳児3名、1歳児1名、2歳児4名です。令和6年4月現在では1歳児5名、2歳児5名の合計10名でしたので、待機児童者数は2名減となっております。下に、令和7年4月現在の各児童数を書かせていただいています。申し訳ございません、合計が間違っておりますが3歳児の計が238となっておりますが、これが274、4歳児が230となっておりますが265、5歳児が275となっておりますが295、そして最終計が1,052となっておりますが1,143名でございます。修正をお願いいたします。1,143名が広陵町内の園に通われるということになっております。こちらは、前年度よりも少し減っていますが、その多くは1号、幼稚園部分の方が減っている状況です。続きまして、1枚めくっていただき裏面になります。放課後子ども育成教室についてですが、令和6年4月から真美ヶ丘第一小学校区にございます「ひまわりクラブ」が、民間のシダックスに運営委託を行い、去年4月から実施いたしました。いろいろ新聞等でもありましたが、混乱があったということで、保護者様等にも不安を与えてしまい申し訳なかったと思います。それにつきましては、我々といたしましても指導であったり、現場確認を行ったり、または委託事業者とも毎週協議を重ねてきまして、こちらに書かせていただいています。夏休みぐらからは安定した運営をしていただいております。特に、2学期の保護者会懇談会等でも否定的な意見は全くなかったという状況です。今後もこのような形で進めていきたいと思っています。

令和7年度の放課後子ども育成教室の申し込みについてですが、当初の申し込みでは合計30名に不承諾という形で出させていただきました。その後の空き状況、辞退届等を受けまして臨時募集を行いました。二次につきましては通年利用で12人、夏休みの利用で4人の方に不承諾という形で出しております。令和7年4月からの登録者数は839名で、現在、待機児童者数が10人となっておりますが、ほとんどの方が夏休み利用になりますので、後ほど説明させていただきます。民間の事業者が夏休み前に開設を予定しておりますので、そちらもあわせてご案内していきたいと思っています。それにより、夏休みには待機児童解消できると考えております。

次のページをご覧ください。令和7年4月から広陵町内の西小学校区、北小学校区、真美ヶ丘第二小学校区の3校区4クラスについて、新たに委託を開始していきます。これにつきましては、去年7月8月頃から保護者説明会や指導者に対する説明会等を行ってまいりました。現在、広陵町で雇用してる指導員につきましても、8割以上の方が委託事業者に移っていただけることになりましたので、児童や保護者にとって全く知らない人ばかりになることもなく、混乱は最小限に止められると考えております。今後、4月以降に現場の確認や事業者との協議を進めながら、円滑に移行していけるよう進めてまいりたいと思います。

下段ですが、令和7年の広陵町学校保育施設整備運営に関する補助事業対象者選定に係る公募型プロポーザルについて、現在は、広陵町営で運営のみを民間委託をしているのですが、他の市町村では民間が場所を用意して民間が運営するという学童保育所がございます。これを広陵町でも誘致できないかということをや昨年度から進めてまいりました。今年に入りまして、1月に事業者を募集したところ、2事業者から参加表明があり、2月にプロポーザルを実施いたしました。その結果、NPO法人エース、香芝市でも民間保育所を運営しているところになりますが、こちらの事業者が優先交渉権者となりました。3月にかけてNPO法人エースと事前協議を進めており、3月の末には学童の開始届が出るものと聞いております。今後、4月から6月7月にかけて施設の改修や、備品の購入、指導員の募集等を行うとともに、並行して各学校の児童に対して募集案内等の周知を行い、令和7年7月に民間学童保育所の開設を予定しております。また状況が進みましたら教育委員会でご報告をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○教育長 ありがとうございました。その他の２番、３番を一括で説明をしていただきましたが、これについて何かご質問やご意見等がございますでしょうか。幼保一体化計画の中で、公立では北かぐやこども園と、令和８年度から真美ヶ丘第二幼稚園が幼稚園型のこども園となります。あとの３園、畿央大学附属こども園と、令和８年度からの東小学校区ときわ広陵こども園、それと真美ヶ丘第一小学校区のところのこども園、この３つが民間のこども園です。そんな中で、全てがこども園化になっていくということでもあります。特にございませんか。

それでは、その他も含めまして図書館長、図書館の方で何かありませんか。

その他（４） その他

○図書館長 ４月１９日の土曜日の午後、イズミヤのところで、まちじゅう図書館の方のイベントをさせていただきます。もしよろしかったらお越しください。

○教育長 はい、それから生涯学習課長、何かございますでしょうか。

○生涯学習課長 私からは、事業の報告の方をさせていただきます。先日３月９日に社会教育委員を中心といたしました世代間交流事業「広陵町魅力再発見ウォーク」が行われました。令和５年度からウォークイベントを開催いたしまして、昨年度は北校区、今年は２回目ということで東校区の方で開催させていただきました。当日は晴天にも恵まれまして教育長にも参加され、４４名の皆さんと一緒に２班に分かれて歩いていただきました。来年度は西小学校区で実施する予定です。以上、報告とさせていただきます。

○教育長 ありがとうございました。他に何かございませんか。よろしいでしょうか。

６ 次回定例教育委員会開催日程について

※次月の諸行事等を確認し、日程調整した結果、定例の教育委員会は４月２８日（月）午後１時３０分から、さわやかホール ４階 大会議室において開催することに決定した。